（機構の管理又は監督の地位に関する経過措置）

**第三条**　機構についての旧センターに係る改正法附則第八条において読み替えて適用する独立行政法人通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

（独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令の廃止に伴う経過措置）

**第四条**　改正法附則第二条第五項前段の規定により機構が受けるものとされる評価及び同条第六項の規定により機構が行うものとされる財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、第二条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令第五条及び第十条から第十一条の二までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第五条第一項の表及び第二項中「センター」とあるのは、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」とする。

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

**第五条**　改正法附則第二条第五項前段の規定により機構が受けるものとされる評価については、第六条の規定による改正前の独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令附則第二条第二項第十四号の規定は、なおその効力を有する。

（会計処理の特例）

**第六条**　改正法附則第三条第一項の規定により機構に出資されたものとされる資産のうち償却資産については、この省令による改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令第九条第一項の指定があったものとみなす。

## ○厚生労働省令第八十三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条を実施するため、雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

**第一条**　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第百三十条」を「第百十八条の三第四項（各号列記以外の部分、第二号及び第四号ロに係る部分に限る。）及び第百三十条」に改める。

第百二条の五第一項中「及び受入れ人材育成支援奨励金及びキャリア希望実現支援助成金」に改め、同条第二項第一号イ(2)中「及び第六項」を「及び第八項」に改め、同項第三号ハ中「九十日間」を「百八十日間」に、「四千円」を「五千円」に、「七千円」を「八千円」に改め、同条第六項第二号イを次のように改める。

イ　計画対象被保険者又は支援書対象被保険者であつた者を雇い入れる事業主であること。

第百二条の五第六項第二号ロ、ニ及びホ中「イ(1)又は(2)」を「イ」に改め、同号ヘ中「受入れ人材育成支援奨励金」の下に「（この号の規定によるものに限る。）」を加え、「ヘ」を「ト」に改め、同項第三号イ中「第一号イ」を「同号イ」に、「三十万円」を「四十万円」に改め、同号ロ(1)中「(3)及び「このロ」の下に「及び第八項第三号ロ」を加え、「前号イ(1)又は(2)」を「前号イ」に改め、同号ロ(2)及び(3)中「前号イ(1)又は(2)」を「前号イ」に改め、同条第八項中「第六項第二号イ(2)」を「第八項第一号イ又は第二号イ」に、「受入れ人材育成奨励金」を「キャリア希望実現支援助成金」に、「第六項第二号イからチまでに掲げるもののうち同号ホを除くいずれにも」を「第一号又は第二号に」に、「同項第三号」を「第八項第三号又は前項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第八項第一号イからホまでのうち同号ロを除くいずれにも該当する事業主であること。

二　第八項第二号イからチまでのうち同号ホを除くいずれにも該当する事業主であること。

第百二条の五第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　キャリア希望実現支援助成金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　被保険者（高年齢継続被保険者等を除く。次号イにおいて同じ。）であつた者（四十歳以上六十歳未満の者に限る。）を移籍出向（離職前に雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがない者として、失業することなく他の事業主に雇い入れられることをいう。同号イにおいて同じ。）により雇い入れる事業主（その雇用する労働者が希望するときは、その年齢が六十五歳を超えても引き続いて雇用する事業主に限る。）であること。

ロ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてイの雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　イの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　イの雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　被保険者であつた者を移籍出向により雇い入れる事業主であること。

ロ　職業訓練計画（イの雇入れに係る者に業務に関連した知識又は技能を習得させるための訓練（以下この項において「受入れ人材育成型訓練」という。）に関する計画をいう。以下この項において同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。

ハ　職業能力開発推進者を選任している事業主であること。

ニ　職業訓練計画に基づき、イの雇入れに係る者に受入れ人材育成型訓練を受けさせる事業主（当該受入れ人材育成型訓練の期間、当該雇入れに係る者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

ホ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてイの雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ヘ　ロの職業訓練計画を都道府県労働局長に提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対するキャリア希望実現支援助成金（この号の規定によるものに限る。）の受給についての申請書の提出日までの間（トにおいて「基準期間」という。）において、ニの受入れ人材育成型訓練に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ト　ニの受入れ人材育成型訓練に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

チ　ニの受入れ人材育成型訓練に係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。